

お薬についてのお知らせ

当院でお出ししている処方せんには、調剤される医薬品が記載されていますが、医薬品の商品名を記載する場合と、一般名（お薬の有効成分をそのままお薬名として処方すること）で記載している場合があります。

このうち、医薬品の名前を一般名で記載して、処方することを一般名処方といいます。一般名処方であれば先発医薬品を使用しても、ジェネリック医薬品を使用しても調剤が出来ます。ジェネリック医薬品については、調剤薬局の薬剤師にお尋ねください。

一般名で処方することの主な理由

現在、製薬企業の業務停止による出荷停止、自主回収、代替薬として需要増加による出荷調整、製薬企業が行う自主点検で不備発見による自主回収、出荷調整、新型コロナウィルス感染症拡大による治療薬の需要増加などにより、お薬の供給不足が全国規模で発生しているため、処方せんに商品名で記載せず、一般名で処方する場合があります。

詳しくはお問い合わせください。



おした整形外科医院

理事長 尾下佳史